



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 33 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 1

教委規則

島根県立特殊教育学校規定の一部を改正する規則 (高校教育課) 2

公布された条例等のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第65号)

1 規則の概要

- (1) 知事が所定の指示書を交付して精神保健指定医に診察を指示する事項として、措置入院の解除をする場合、医療保護入院又は応急入院のための移送を行う場合及び精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずる場合を追加することとした。(第4条・様式第2号関係)
- (2) 精神障害者社会復帰施設の設置等の届出及び精神障害者居宅生活支援事業の開始等の届出に係る所轄保健所長の経由規定を廃止することとした。(第18条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第65号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和44年島根県規則第54号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第29条の2第1項」の次に「、第29条の4第2項、第34条第1項若しくは第3項」を加え、「又は第38条の7第2項」を「、第38条の7第2項又は第45条の2第4項」に改める。

第18条中「それ以外の書類」の次に「(第16条及び第17条に規定するものを除く。)」を加える。

様式第2号中

第27条第1項 第27条第2項 第29条の2第1項 第38条の6第1項 第38条の7第2項	を
---	---

「 第27条第1項
 第27条第2項
 第29条の2第1項
 第29条の4第2項
 第34条第1項
 第34条第3項
 第38条の6第1項
 第38条の7第2項
 第45条の2第4項 」

に改める。

様式第6号中

公費負担者番号	2 1 3 2 6 0 1 2
保 健 所 名	

を

公費負担者番号	

に改める。

様式第7号中

医療機関		
------	--	--

を

医療機関	医療機関名	医療機関名
	所在地	所在地

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第16号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和46年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前期及び後期の2学期とすることができる。

第5条第2項中「島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。